

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

令和 7 年度当初予算編成方針について (通知)

令和 7 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

6 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(「骨太の方針 2024」)において、我が国の経済は、33 年ぶりの高水準の賃上げ、史上最高水準の設備投資など、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇のチャンスを迎えている中で、こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが最重要課題であるとしている。

人口減少が本格化する令和 12 年(2030 年)度までが経済構造を変革させるラストチャンスであるとした上で、生産性の向上や出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現し、これらを通じて少子高齢化や人口減少を克服することで、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくとしている。

さらに、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させていくため、経済あつての財政の考え方の下、令和 12 年(2030 年)度までの 6 年間を対象とする新たな「経済・財政新生計画」に基づき、経済・財政・社会保障を一体とした改革を進め、令和 7 年(2025 年)度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すこととしている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(6 月 21 日閣議決定)を策定し、日本経済を成長型の新たな経済ステージへと移行させるため、これまでの官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進などといった「新しい資本主義」の取組全体の加速を図り、物価上昇を上回る賃上げを定着させ、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環の実現を目指すこととしている。

7 月 29 日の閣議において、財務大臣は「令和 7 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示したが、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

具体的には、社会保障費の高齢化等に伴う増加額として 4,100 億円を見込む中、裁量的経費の要求で前年度当初予算額から 1 割の削減を義務付けている。一方では、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の

抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応するため、「骨太の方針 2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を設けることとしている。

国の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

令和 5 年度一般会計決算では、財政の硬直度を示す経常収支比率は、対前年度 0.3 ポイント減の 92.8%となった。普通交付税の再算定により一般財源が臨時的に増加した令和 3 年度を除き、直近 5 年間は 92～94%台と高い水準で推移しており、今後の新たな財政需要への対応が困難になるおそれがある。また、一般会計の市債残高は、災害復旧債や緊急防災・減災事業債の増加などにより、約 4,917 億円と、直近 5 年間で約 307 億円増加している。今後、投資的経費の増加に伴う公債費負担の増加に対処するには、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

令和 6 年度の当初予算編成では、既存事業の見直しや社会全体の財産を有効活用した取組の実施、国の補助金・交付金等や財政上有利な市債を積極的に活用した上で、「安心感がある温かい社会」の実現に向けて、「くらしの安心感」、「経済的な安心感」、「災害への安心感」の 3 つの安心感を高めるための取組に予算を重点配分するなど、経費の節減や財源の確保と事業の優先化を徹底したが、なお約 54 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。また、今後の財政見通しでは、令和 7 年度から 13 年度において、68 億円から 81 億円の大幅な財源不足が発生し、厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

令和 7 年度予算編成に当たっては、歳入においては、依然として、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、物価高騰の影響による建設事業費などの増加、施設の老朽化等に伴う維持補修費などの増加、自立支援給付費や障害児施設給付費などの社会保障関係経費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい状況である。

このため、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、既存事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルドによる歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

3 令和 7 年度予算編成方針

(1) 基本方針

令和 5 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の 2050 年の将来推計人口は約 54 万 6 千人で、2020 年の人口の約 69 万 3 千人と比較して 21.2%の減となっており、その減少率は 20 政令市中 18 位で、本市の人口減少は大変厳しい状況にある。こうした状況の中、今を生きる人が安心と幸せを実感でき、将来を担う子どもや若者が夢を抱き、希望が持てる静岡市を実現する必要がある、そのためには「安心感がある温かいまち」、「未来に夢や希望が持てるまち」という 2 つのまちの未来像の実現に向けて、財政の健全性を維持しつつ、積極的な財政出動を行っていく必要がある。

令和7年度は、「安心感がある温かいまち」の実現に向けた「くらしの安心感」及び「経済的な安心感」を高めるための「子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進」、「災害対応力の強化」「地域経済の活性化」の3つの分野と、「未来に夢や希望が持てるまち」の実現に向けた子どもや若者がこのまちに住み続けたいと思うことができ、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための「文化・スポーツを活かしたまちづくりの推進」、「社会変革への対応」の2つの分野に対し、予算の重点配分を行い、最優先で取り組んでいく。

また、社会が大きな変革期にある中、多様かつ複雑な社会問題を解決するため、「社会の大きな力がつながる」と「世界の知が集まり、つながる」ことによる社会の「共創」を下支えし、伴走する取組を進める必要がある。

そのためには、「論理」と「根拠」に基づき政策を立案した上で、それをわかりやすく提示し、市民や地域社会の「共感」を得て実行する「根拠と共感に基づく政策執行」を推進しなければならない。

加えて、将来にわたって健全な財政運営を行うため、「市有資産だけでなく、民間の資産も市民の資産」との柔軟な発想を基本として、社会全体の資産を有効活用するための取組を推進する必要がある。特に市が保有する土地や建物といった資産については、市民から託されている経営資産であるという認識のもと、その価値を最大化するための資産マネジメントを推進し、社会便益の最大化を図っていく。

さらに、既存事業の廃止・縮小に向けた見直しをゼロベースから徹底的に行うとともに、デジタルを活用した仕事の仕方の見直しなどの業務変革に向けた取組を進め、事務処理時間の削減や行政サービスの向上を図るための行財政改革を推進する必要がある。

以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行うものとし、これにより、「安心感がある温かいまち」と「未来に夢や希望が持てるまち」を実現し、「市民（ひと）」が輝き、「都市（まち）」が輝く社会を目指していく。

なお、これらのことを達成し、大胆に市政を変革するため、これまでの延長上の考え方にとらわれず、十分に検討や創意工夫を行った上で予算要求を行うこととする。

① 予算を重点配分する分野

「安心感がある温かいまち」と「未来に夢や希望が持てるまち」の2つのまちの未来像を実現するため、次に掲げる分野の取組に対して予算を重点配分する。

ア 「安心感ある温かいまち」の実現に向け、「暮らしの安心感」及び「経済的な安心感」を高めるための取組

（ア）子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進

出産、結婚、子育て支援や教育環境の充実など、ライフステージに応じた行政の支援、下支えを充実させるための取組

（イ）災害対応力の強化

防災・減災の推進、インフラの機能強化など、激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命や財産を守るための取組

（ウ）地域経済の活性化

企業立地の推進、中小企業や農業の生産性の向上など、働きやすく、働きたいがある仕事を確保し、所得水準を向上させるための取組

イ 「未来に夢や希望が持てるまち」の実現に向け、子どもや若者がこのまちに住み続けたいと思うことができ、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための取組

(ア) 文化・スポーツを活かしたまちづくりの推進

本市独自の地域特性や資源を活かした文化・スポーツ、観光の振興など、ワクワクやドキドキするような感動体験が得られるまちづくりを推進するための取組

(イ) 社会変革の促進

D XやG Xの推進、スタートアップの活用など、社会変革へ積極的に対応し、社会課題の解決や新たな価値の創造により、将来にわたって持続可能な地域づくりを推進するための取組

※ 上記の分野におけるソフト事業で、新規及び既存事業の拡充については、政策的経費の上限要求枠とは別に特別枠を設定する。特別枠の総額は15億円（一般財源ベース）とする。

② 社会共有資産の利活用の推進

静岡市社会共有資産利活用基本方針に基づき、社会全体の資産を有効活用するための資産マネジメントを推進する。具体的には、将来人口規模に応じた公共施設の複合化や、機能及び配置の見直し等を行うとともに、未利用・低利用の土地などの民間資産の利活用を推進する。また、行政目的を終えた市有資産の積極的な売却や貸付を行い、有効活用を推進する。

③ 行財政改革の推進

収入確保やコスト削減、民間資金の活用など、第4次行財政改革推進大綱に基づく前期実施計画（令和5～8年度）の取組を確実に予算に反映する。加えて、既存事業の廃止・縮小に向けた見直しをゼロベースから徹底的に行うとともに、デジタルを活用した事務の効率化、仕事の仕方の見直しなどの業務変革に向けた取組を進め、事務処理時間の削減や行政サービスの向上を図る。

④ 国の交付金や有利な市債等の積極的な活用

骨太の方針2024等を踏まえ、デジタル田園都市国家構想交付金等の国が推進する取組に対する補助金・交付金等を積極的に活用するとともに、脱炭素化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債など財政上有利な市債を積極的に・効果的に活用する。また、ふるさと納税による寄付金収入の増加に向け、積極的に取り組んでいく。

⑤ 物価高騰等への対応

労務単価や資材価格の上昇等に伴う物価高騰の影響を踏まえ、コスト意識を徹底するとともに、必要な機能や規模等を十分に検討し、創意工夫を行った上で、次のとおり対応すること。なお、入札不調や事業の執行不能に陥ることがないよ

う物価高騰の影響を適切に見積もり、反映すること。

ア 投資的経費のうち、大規模事業（総事業費 5,000 万円以上）は、総合政策局からの内示額の範囲での要求とする。

イ 光熱費等については、今後の価格の推移を踏まえ、必要な額を追加で示達する。

ウ その他経費については、事業の見直しや再構築などにより、財政課から各局に示達する額の範囲内の要求とする。

なお、施設管理費などの経常枠配分経費における（維）修繕料、役務費及び委託料の一部については、物価高騰の影響を踏まえ、令和 6 年度当初予算の一般財源額の 2.6%（「企業向けサービス価格指数 2024 年 4 月（令和 6 年 6 月 25 日日本銀行調査統計局公表）」の「総平均（除く国際運輸）」の前年比より）を増額する。

エ 市民・事業者向けの物価高騰等対策は、市民生活や地域経済の状況を踏まえて必要な対策を講じる。実施時期や財源は、国の施策の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

⑥ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすることなどにより、市債残高を適正に管理する。

⑦ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の動向を注視し、令和 6 年度補正予算の編成の動きがあった場合には、速やかに、令和 7 年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

（２）具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

＜全般的事項＞

① 社会が大きな変革期にある中、多様かつ複雑な社会問題を解決するためには、市の取組だけでは限界があることから、「社会の大きな力がつながる」と「世界の知が集まり、つながる」ことによる社会の「共創」を下支えし、伴走する取組を推進すること。

② 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。

③ 市民目線に立ち、社会経済の将来動向や最新の科学技術等を考慮の上、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを徹底的に行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。

④ 要求する事業、特に政策的経費は、将来の目指す姿から逆算して現在取り組む

べきものとする。また、具体的なデータ等の数値に基づき現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理し、事業費を精査した上で要求すること。

- ⑤ 新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルド方式により要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な数値目標）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
- ⑥ 3（1）①の予算を重点配分する分野におけるソフト事業の新規及び既存事業の拡充（重点ソフト事業）については、総合政策局（企画課）より示された方針に沿って、第4次総合計画の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑦ 投資的経費のうち、大規模事業（総事業費5,000万円以上）は、総合政策局（企画課）の内示における指示事項を踏まえて要求すること。
- ⑧ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、総合政策局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。
- ⑨ 第4次行財政改革前期実施計画に基づく取組結果を、予算要求に反映させること。また、「事務事業の廃止・見直し」の実施について（依頼）（令和6年5月10日付け06 静総総第380号事務事業廃止・見直しプロジェクトチームリーダー通知）」に基づく既存事業の廃止・縮小などの見直し結果を予算要求に反映させること。
- ⑩ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑪ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の動向に注視し、制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこ

と。

なお、使用料の料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額（増収分）について別の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

静岡市市有資産活用方針に基づき、学校跡地などの未利用財産については、民間発案制度や貸付料の減免などの新たな取組を活用し、積極的に売却や貸付を行うことで、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

企業版ふるさと納税、広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

なお、企業版ふるさと納税を新たな財源として事業を実施する場合（財政課と事前協議が整ったものに限る。）は、その収入相当額の2倍の事業費の要求を認める。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、総務局（総務課）からの内示を踏まえて必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

② 政策的経費

ア 重点ソフト事業

総合政策局（企画課）から内示を受けた新規及び既存事業の拡充については、成果指標や KPI（重要業績評価指標）と事業期間（終期）を明確に設定した上で、内示における指示事項を踏まえ、内示された金額を上限として要求すること。

なお、その他の継続事業については、前年度の一般財源額を超えない範囲で

要求すること。

イ 投資的経費

(ア) 大規模事業（総事業費 5,000 万円以上）

総合政策局（企画課）が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて要求すること。

- a 補助・直轄事業については、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。
- b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで要求すること。
- c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

(イ) 臨時の事業

事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。なお、要求額については、局ごとに前年度の一般財源額を超えない範囲とすること。

(ウ) その他の事業

毎年平準化して実施する普通建設事業のうち、総事業費 5,000 万円未満の事業で、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(エ) 災害復旧費

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること

(オ) 「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

(カ) アセットマネジメント対象施設の大規模修繕・建替等については、総合政策局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

ウ 政策的経費（枠配分）

(ア) 補助金、負担金

内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(イ) 施設維持管理経費

毎年平準化して実施する維持管理的な事業のうち、施設の長寿命化など将来の財政負担軽減効果が期待できる取組などで、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(ウ) その他の政策的経費

上記ア～ウ（イ）、下記エ、オ以外のその他の経費は、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

エ 政策的経費（枠対象外）

(ア) 繰出金、出資金、貸付金、積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

なお、特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、企業会計については経営計画を踏まえ、必要額を要求すること。

(イ) 事業費変動経費

毎年実施する維持管理的な事業のうち、事業内容がほとんど変化しないが事業費の増減が年度間で著しく大きな事業などで、事前に財政課と協議を行った上、内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

(ウ) その他の政策的経費

重点ソフト事業の対象外であるが政策的に実施する継続事業のうち、財政課で査定する必要がある事業などで、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

オ 臨時経費

(ア) 事務効率化推進経費

デジタルを活用した事務の効率化や仕事の仕方の見直しを実施するための経費で、事業実施の必要性や所要額、費用対効果などを十分精査した上、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

(イ) その他臨時経費

他の編成区分で予算化できない単年度の臨時経費で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、局ごとに、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

③ 局裁量予算について

政策的経費のうち、投資的経費のその他の事業（総事業費 5,000 万円未満）（上記②イ（ウ））、政策的経費（枠配分）（上記②ウ）は、局裁量予算とし、各局の裁量と責任で予算編成を行う。

なお、局裁量予算の一般財源額は、局裁量予算内の各経費区分間で調整することができる。

④ 経常的経費の枠配分経費及び政策的経費の局裁量予算等の一般財源額

経常的経費の枠配分経費、政策的経費の局裁量予算及び政策的経費（枠対象外）のその他政策的経費（上記②エ（ウ））の一般財源額は、令和 6 年度当初予算の一般財源額（経常的経費の枠配分経費は物価高騰の影響を踏まえて増額した一般財源額で、財政課が指定した経費を除く）から 5% を減じた額とする。

(3) 特別会計・企業会計

① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組を進めること。

② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計

からの繰入金の減額を図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（総務課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。